

令和5年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和5年6月

目 次

同意案第 9 6 号	教育委員会委員の任命の同意について……………	1
同意案第 9 7 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	3
同意案第 9 8 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	5
同意案第 9 9 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	7
同意案第 1 0 0 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	9
同意案第 1 0 1 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	1 1
同意案第 1 0 2 号	東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意に ついて……………	1 3
同意案第 1 0 3 号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	1 5
同意案第 1 0 4 号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	1 7
同意案第 1 0 5 号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	1 9

同意案第106号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	21
同意案第107号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	23
同意案第108号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	25
同意案第109号	東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意につ いて……………	27
議案第110号	財産の取得について……………	29
議案第111号	財産の取得について……………	31
議案第112号	財産の取得について……………	33
議案第113号	財産の取得について……………	35
議案第114号	財産の取得について……………	37
議案第115号	請負契約の締結について……………	39
議案第116号	委託契約の締結について……………	41
議案第117号	請負契約の変更について……………	43
議案第118号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて……………	45

議案第 1 1 9 号	東広島市税条例の一部改正について……………	4 7
議案第 1 2 0 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	5 2
議案第 1 2 1 号	東広島市都市公園条例の一部改正について……………	5 5
議案第 1 2 2 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	5 8

同意案第96号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 棚 橋 健 治

(提案理由)

東広島市教育委員会委員坂越正樹氏の任期が令和5年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第97号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第17号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 勝 谷 襄 而

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第98号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第17号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 奥 正 弘 美

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第 99 号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和 54 年東広島市条例第 17 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 山 本 幸 三

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第100号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第17号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 中 田 光 紀

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第101号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第17号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 原 辰 義

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第102号

東広島市上三永財産区管理委員の選任の同意について

東広島市上三永財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市上三永財産区管理会条例（昭和54年東広島市条例第17号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 小 川 仁 士

(提案理由)

東広島市上三永財産区管理委員の任期が令和5年8月5日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市上三永財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に3箇月以上住所を有する者で、東広島市の議会の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第103号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 田 中 弘

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第104号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 向 井 浩 三

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第105号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 飯 田 克 義

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第106号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 丸 谷 健 治

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第107号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 平 川 直 樹

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第108号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 稲 田 和 弘

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

同意案第109号

東広島市小谷財産区管理委員の選任の同意について

東広島市小谷財産区管理委員に次の者を選任することについて、東広島市小谷財産区管理会条例（平成11年東広島市条例第13号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市
氏 名 福 永 康 文

(提案理由)

東広島市小谷財産区管理委員の任期が令和5年7月11日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市小谷財産区管理会条例

第3条 委員は、財産区の区域内に引き続き3か月以上住所を有する者で、東広島市の議会（以下「市議会」という。）の議員の被選挙権を有するもの（一略一）のうちから、市長が市議会の同意を得て選任する。

議案第110号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 資機材積載車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

6,281万円

3 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2
中下モータース株式会社
代表取締役 中 下 智 洋

(提案理由)

大崎上島消防署に配備する資機材積載車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第111号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 消防ポンプ自動車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

5,357万円

3 相手方

広島市中区舟入南三丁目13番3号
株式会社三葉ポンプ
代表取締役 筒 井 敏 之

(提案理由)

東広島消防署西分署に配備する消防ポンプ自動車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第112号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1台

2 取得価格

3,418万2,500円

3 相手方

東広島市西条町御菌宇6466番地3
広島トヨタ自動車株式会社西条店
店長 大 田 勝

(提案理由)

東広島消防署南分署に配備する高規格救急自動車を購入するに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第113号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3台

2 取得価格

2,687万8,500円

3 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2
中下モータース株式会社
代表取締役 中 下 智 洋

(提案理由)

東広島市消防団福富方面隊福富東分団並びに黒瀬方面隊板城西分団及び乃美尾分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第114号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 東広島市消防団活動服
- (3) 数量 755着

2 取得価格

2,366万9,250円

3 相手方

東広島市西条町助実1778番地の1
株式会社エキヒロ
代表取締役 友 則 秀 一

(提案理由)

消防団員に貸与する東広島市消防団活動服を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第115号

請負契約の締結について

令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

5億3,234万5,000円

4 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

構 成 員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加 藤 卓

(提案理由)

令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第116号

委託契約の締結について

消防救急デジタル無線設備中間更新業務の委託契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

消防救急デジタル無線設備中間更新業務

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

2億2,643万5,000円

4 契約の相手方

広島市西区南観音五丁目11番12号

株式会社富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部

部長 島 崎 浩 成

(提案理由)

消防救急デジタル無線設備中間更新業務の委託契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 7 号

請負契約の変更について

令和 4 年 6 月 1 日に締結した令和 4 年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事（4－1）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 4 年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事（4－1）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 9, 7 1 7 万 8, 3 0 0 円

（変更前 1 億 2, 7 6 0 万円）

4 契約の相手方

東広島市志和町七条椀坂 1 6 3 2 番地の 1

株式会社三輝

代表取締役 木 村 遵 輝

(提案理由)

令和4年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事(4-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要性が生じ、その変更後の請負契約金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後において特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に係る作業若しくは業務に従事し、又は勤務した職員に対する当該手当について適用し、同日前に手当の支給に係る作業若しくは業務に従事し、又は勤務した職員に対する当該手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

防疫等作業従事職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症に対処するために行われた措置に係る作業に従事した場合の特例を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第119号

東広島市税条例の一部改正について

東広島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例の一部を改正する条例

東広島市税条例（昭和49年東広島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則

で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には、」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、同条第5項中「によつて」を「により」に、「ただし」を「ただし、」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「かつ」を「かつ、」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の右に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の右に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の右に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号ニ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の右に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第46条、第48条第1項及び第5項、第50条第1項及び第2項、第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項並びに附則第8条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第82条第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定（改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (3) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の

2 及び第 4 7 条の 6 並びに附則第 1 5 条の 2 第 4 項及び第 1 6 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 3 条第 1 項（新条例附則第 1 6 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）及び第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(4) 第 3 6 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の東広島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けべき東広島市税条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 8 2 条第 1 号ニ及び附則第 1 6 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 5 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法及び特定小型原動機付自転車の税率を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第120号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第25条の2中「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改める。

第26条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第25条第1項」を「第25条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第25条第1項の」を「第25条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法(昭和25年法律第226号)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第121号

東広島市都市公園条例の一部改正について

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市公園条例の一部を改正する条例

東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島運動公園の部ゲートボール場の項の次に次のように加える。

グラウンド・ゴルフ場

「

別表第2中

東広島運動公園 ゲートボール場	
--------------------	--

を

」

「

東広島運動公園 ゲートボール場	
東広島運動公園 グラウンド・ゴ ルフ場	

に改める。

」

別表第3の5(2)の表中

「

ゲートボール場	1時間	2	面	200円	
	当たり	1	面	100円	

」

を
「

ゲートボール場		1時間 当たり	2面 1面	200円 100円	
グラ ラウ ンド ・ ゴル フ 場	グラウンド	1回当 たり	1コースにつき	15,000円	
		1回当 たり			児童 200円 生徒 200円 学生 400円 一般 400円
	附属設備	1回当 たり	規則で定める額		

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月24日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東広島市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1東広島運動公園の部に掲げるグラウンド・ゴルフ場に係る新条例第9条第1項の許可及び新条例第14条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

有料公園施設として東広島運動公園にグラウンド・ゴルフ場を新たに設置するとともに、当該施設の使用料の額等を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

都市公園法（昭和31年法律第79号）

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（－略－）で定める。

議案第122号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中56の項を57の項とし、20の項から55の項までを1項ずつ繰り下げ、同表19の項中「第55条第4項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項を同表20の項とし、同表中16の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、同表15の項中「前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合の」を削り、同項を同表16の項とし、同表中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次の1項を加える。

13 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	申請1件につき		27,000円
--	-------------------	---------	--	---------

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－